



# 引っ越しガイド



## ▶引っ越しのときに必要な届け出

【共通で持参するもの】下記番号は下表の番号と対応しています。

- 本人確認書類(届出人のもの)…①～⑧、⑩⑪
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)…①③
- 住基カード(お持ちの方のみ)…①③
- 在留カードなど(外国籍の方)…①③

【国民健康保険・後期高齢者医療の加入者のみ持参するもの】

- 国民健康保険被保険者証、高齢受給者証(該当者のみ)…②～⑤
- 後期高齢者医療の被保険者証…⑦～⑨
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)…⑤～⑦

種類	どのような場合	届出期間		問い合わせ
		持参するもの		
住民異動届	転入届 ①他市町村から本市に住所を移したとき	引っ越した日から14日以内		市民課 ☎924-2131
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●転出証明書(前住所地で発行) ※児童手当に該当する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・保護者の健康保険証</li> <li>・保護者名義の銀行口座</li> </ul> </li> <li>※子ども医療費助成制度に該当する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんの健康保険証</li> <li>・保険の扶養者名義の銀行口座</li> </ul> </li> </ul>		
	転出届 ②本市から他市町村に住所を移すとき	引っ越し予定日の1カ月前から引っ越しの日まで		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑登録証(登録者のみ)</li> <li>●子ども医療費受給資格者証(該当者のみ)</li> </ul>		
世帯変更届	転居届 ③本市内で住所を移したとき	引っ越した日から14日以内		
	④世帯主の変更や世帯を分離・合併するとき	変更した日から14日以内		
国民健康保険	⑤国民健康保険加入者が、社会保険などに加入したとき	社会保険などに加入した日から14日以内		国民健康保険課 ☎924-2141
	⑥会社などを退職し、国民健康保険に加入するとき	国民健康保険に加入する日から14日以内		
後期高齢者医療	⑦他市町村から本市に住所を移したとき	引っ越した日から14日以内		国民健康保険課 ☎924-2146
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●異動連絡票(県内の場合、前住所地で発行)</li> <li>●負担区分等証明書(県外の場合、前住所地で発行)</li> <li>●障がいの確認ができるもの(65～74歳の方)</li> </ul>		
	⑧本市から他市町村に住所を移すとき	引っ越し予定日の1カ月前から引っ越しの日まで		
国民年金	⑨本市内で住所を移したとき	引っ越した日から14日以内		国民健康保険課 ☎924-2141
	⑩年金受給者の方が住所を変更したとき	引っ越した日から14日以内		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎年金番号がわかる書類または本人の身分証明書</li> <li>※手続きが不要な場合や委任状が必要な場合があるため、お問い合わせください。</li> <li>※国民年金第1号被保険者(国民年金保険料を納付している方)は手続き不要</li> </ul>		
⑪会社などを退職し国民年金に加入するとき	国民年金に加入する日から14日以内			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険の資格喪失証明書または</li> <li>●雇用保険被保険者離職票など</li> </ul>		

## ▶市民課の窓口時間を延長

【住所変更などの手続き】

引っ越しなどに伴い、住所異動が増える3月末～4月初めは、窓口時間を延長します。

なお、期間中(月曜日を除く)は、郡山市民サービスセンターでも、住民異動届を受け付けます。

※届け出の種類によって、受け付けできない場合や再度お越しいただく場合があります。

☎市民課☎924-2131、郡山市民サービスセンター(ビッグアイ6階)☎922-5544



期間	3/24(木)～4/3(日)	
時間	平日延長	17:15～19:00
	土・日曜日	8:30～17:15
場所	市民課(市役所西庁舎1階)	
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民異動届(転入届・転出届・転居届など)の受け付け</li> <li>●住民票関係証明書・印鑑登録証明書・戸籍関係証明書・所得課税証明書・納税証明書(車検に係る軽自動車税納税証明書を除く)の交付</li> <li>●印鑑登録の受け付け</li> <li>※戸籍届(婚姻届・出生届など)は預かりのみとなります。</li> </ul> <p>&lt;住民異動に関連する業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険の加入・喪失届の受け付け</li> <li>●後期高齢者医療の受け付け</li> <li>●国民年金の加入・喪失届の受け付け</li> <li>●児童手当の認定請求・消滅届の受け付け</li> <li>●子ども医療費受給資格登録申請の受け付け</li> <li>●転入学指定通知書・転学通知書の交付</li> </ul> <p>※以下の業務は、取り扱いできない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカード・住基カードを利用する業務(転入など)</li> <li>●海外からの転入届の受け付け</li> <li>●広域交付住民票の交付</li> </ul>	
取扱不可	保育所・幼稚園などの就学関係業務	

【水道利用などの手続き(関連21ページ)】

☎お客様サービスセンター☎932-7641

日時	3/26(土)・27(日)8:30～17:15	
場所	お客様サービスセンター(上下水道局1階)	
取扱業務	水道の利用開始・中止の受け付け、水道料金などの支払い・相談、口座振替の申し込み	